

2 小 障 第 6 2 3 号
令 和 2 年 6 月 3 日

放課後等デイサービス事業所 各位

小牧市 障がい福祉課長 山本 格史

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービスの基本報酬単価について(通知)

日頃は、本市の障害福祉行政に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より発出された令和2年5月28日付け事務連絡「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」を受け、本市では学校休業日単価の取扱いの適用の終了について、下記のとおり定めますので、対応をお願いします。

記

1 適用終了日

○令和2年6月30日（火）提供分

対象児童の学校への登校の有無に関わらず一律で休業日単価での請求が可能です。

2 その他

新型コロナウイルスの感染状況により再び休校となった場合は、上記取扱いが変更となる可能性があります。

【問合せ先】

小牧市役所 障がい福祉課 担当：伊藤

TEL 0568-76-1127

MAIL shougaifukushi@city.komaki.lg.jp